

第四十一号

設の状態によりまして、公害を与える影響についての差異という点も出てくるわけでございまして、主として公害防止の見地から必要な事項を届け出をさせることに考えております。

○広瀬(秀)委員 第三十二条の二の「公害防止の方法を定め、その認可を受けるべき旨を命ずることが出来る。」これはその前段の要件といえますか、こういうものがあると認めた場合にだけでございますか。あらかじめ新しく着手しようとする者については、この届け出の際にそういうものも要求するという考えはございませんか。

○川出政府委員 既存のものにつきましては、実態調査の上命令を出すことになると思っております。これから事業を始めようとする者につきましては、特にそういう危険のある場合には、初めから命令を出さなければいけないと思っております。

○広瀬(秀)委員 その点了解をいたしました。

そこで、この改正法第三十二条の二「通商産業局長は」云々というところから「公共の福祉に反すると認めるときは」という、このいわゆる要件、公害が発生するおそれがあるという認定は、だれの責任でやるのか。あとに出てまいります三十三条の二「都道府県知事は」ということと関連して読んでみますと、この認定の責任者は都道府県知事である、こういうふうに理解してよろしいわけですか。

○川出政府委員 この採石法の施行の責任者は通商産業局長でございますので、その責任は通商産業局長にあるわけでございます。ただ、都道府県知事

は、現場に最も近い立場にございまして、いろいろ現場の事情も詳しいわけでございますので、そういう必要があらぬ場合においては、通商産業局長に直ちに連絡をしていただく、それによって地元とよく相談した上で認定することになるかと考えております。

○広瀬(秀)委員 都道府県知事の立場は、それではそういうものを見るために、絶えず現地について係員を派遣するなりあるいは監視するなりというようなことを都道府県知事がやるということになりますね。

それからもう一つ、労働基準監督署の立場というものは、この三十三条の二の都道府県知事と同じような立場で、やはり労働安全衛生の見地から職務を遂行されていくことになりませんか。その都道府県知事と労働基準監督行政に携わる者と通産局、この三者の関係というものは、どういふぐあいに現実に運用されるのでありましようか。

○川出政府委員 通商産業局長は、先ほど申し上げましたように、採石事業の監督の立場で、相当広い立場で監督するわけでございます。それから採石事業の保安、衛生に関する問題は、これは通商産業省ではなくて、労働省の所管になっておりまして、労働省及びその地方の官庁である労働基準局というふうなところが、監督をされているわけでございます。都道府県知事は、これは採石法の関係からは、権限というふうな意味ではございせんが、現場に近いわけでございますから、通商産業局と最も緊密に連絡をさせていただくという関係になっておるかと思っております。なお、そのほかに火薬取締法の施

行という点もございまして、採石場で火薬を使用する場合は、都道府県知事は、その立場から監督をしなければならぬわけでございます。この三者は、中央におきましても、地元におきましても、緊密に連絡を従来もとってまいりましたが、今後ますますこの法の精神からも緊密に連絡をとって、事故の防止に邁進しなければいけないと考えております。

○広瀬(秀)委員 鉱山局長から御説明を伺ったわけですが、労働基準局監督課長から、労働基準行政の立場において、この法改正に見合つてどういふような気持ちで、再びあのような採石法の関係の作業事故あるいは公害というものを起こさないために決意を新たにしておられるかまへがあるか、この点について所信を伺いたいと思ひます。

○小嶋説明員 たとえば大谷石等の採石関係等について、いままでも災害が大きかったわけでございますけれども、現在基準法に基づきます土石採取関係の安全衛生規則というものが非常に不備であったというところを反省して、現在労働省にございまして、この中央労働基準審議会、三者構成でございますが、これに新しく土石採取に関するところの立法について現在審議中でございますので、間もなく答申が出るかと思ひますけれども、きめのこまかい形で採石関係の規定を整備いたしたいというふうに存じております。それから先ほども御質問がございましたけれども、たとえば大谷石等については、坑内労働に対する保護をやっておるわけですが、それがまた一方公害との関係

もございまして、先ほど鉱山局長からもお話がありましたように、両者の間に密接な連絡をとりまして、労働者の保護に必要なものにつきまして、これが直ちに公害との影響があるというもののについては、常時現地においては協議会を設置してございまして、そういう立場におきまして、この法案が通つた際におきましては、さらに緊密な連絡をとって措置したい、こういうふうな考えでおるわけでございます。

○広瀬(秀)委員 いま両者から、それぞれこれからの実際の法運用に当たる立場について、特に緊密な連絡——通産、労働基準行政、さらに都道府県、この三者が従前以上に緊密な連絡をとって進められる、このことは、この法運用にあつて一番必要なことであらうと思ひますので、この間に間然するところのないように、ひとつ三者にお願いしてさらにそのつもりで進めていただきたいと思ひます。

次に、「公害防止の方法を定め、その認可を受けるべき旨を命ずることが出来る。」その公害防止の方法というものが適切であるかどうかということ、当然これは認可をするわけでありまして、そこで判断をするわけでありす。その際に、どういふ基準で認可をされるかという点については、何らかその基準というふうなもの案がございまして、これは、通産局で専門家にまかしてあるというふうな状態になつておるわけでございますか。

○川出政府委員 これは採石業の業態によりまして、あるいは採掘している場所によりまして、公害防止の方法というものは非常に異なるかと思ひますので、一律の基準を設けるといふ

ことは、實際上非常に困難ではないかと思ひます。たとえば大谷石の場合、現在、東京通商産業局で検討し、労働省とも相談している最中でございまして、これは残柱——残っている柱の間隔をどういふふうにするか、あるいは天井の厚さをどういふふうにするかという問題が基本になつておりますけれども、そのほかの採石場につきましても、必ずしもそういう必要はないわけでございます。ほかの立場からまた基準をつくらなければいけないと思ひます。これは、いろいろの場合に応ずるようにならざるを得ないと思ひます。

○広瀬(秀)委員 もちろん非常に多種多様な状況がそれぞれの現場にあるわけでございますから、それはそういうことにならざるを得ないと思ひます。

ところで、監督課長にお伺ひいたしますけれども、行政監察局からの答申で、この前にも質問いたしましたのでありますが、採石事業の実情に合致した具体的な安全基準というふうなものを定めることという監察局の報告書も出ておるわけでありまして、これは昨年八月二十四日の私の質問でも、非常に必要だということを強調しておいたわけでありまして、その後、この安全基準の問題について、労働基準局として、あるいは現地の基準監督署として、どういふようなものを作業としておやりになつて、おおよそのめどがついておるか、こういう点について伺ひたいと思ひます。

○小嶋説明員 先生からも御質問を受けまして、私どものほうでもいろいろ内部的に検討したわけでございます

わけであります。いずれにいたしましても、今回これだけの改正であっても、非常に重要な公害防止に役立つものと思います。それだけに、やはり法の実施にあたって、予算の裏づけというようなことについても、さらに配慮されなければならぬと思うわけであります。そのことが一つ。これは通産政務次官に、ぜひひとつその点の考え、御決意のほどをお聞かせいただきたいわけですが、その点を最後に伺いまして、私の質問を終わりたいと思います。

○廣瀬(正)政府委員 御指摘のように、法の運用につきましては、各省との連絡をさらに緊密にし、また所要経費の予算上の措置等につきましても、十分努力してまいりたいと思っております。

○広瀬(秀)委員 終わります。

○田中(武)委員 大体の点につきましては広瀬君が触れましたので、簡単に御質問したいと思うのですが、要は、

採石法での公害防止ということはいわゆる一般に対する公害防止、こういうことだと思います。やはりこの仕事に従事する労働者の災害防止ということは、労働基準法その他によってやられる、こういうことです。

○小鴨説明員 採石に従事するところの労働者に対しますところの坑内、坑外の災害防止、これは基準法によります労働者の責任でございます。

○田中(武)委員 私が言っておるのは、先ほど広瀬君が触れましたが、たとえば三十三条二項のこの差しどめ命令ですね、事業の停止、この場合は、いわゆる「前項に規定する」ということを受け、それは公害の防止方法という

ものをきめる、それにかかってくるのでしよう。そうすると、差し止め命令というものは、公害の危険があつて、その公害防止に必要だからというので差し止め命令をここで出すということになつておる。この前、昨年八月か九月に大谷石のことが問題になつたときに、それと同時に、中で働く労働者の災害防止、それが基準法で差し止めができるかできないかということ、基準局長はできないと言つたが、できるというものが法制局の解釈であつたことは、御承知のとおりです。そうすると、そういう問題は、三十三条二項ができたといつても、やはり未解決のままでたといふことなんですか。

○小嶋説明員 田中先生先ほどおっしゃいましたとおりでございます。採石法はあくまで公害防止ということ規定しておるものと思ひます。労働災害の緊急事態が生じた場合はどうするかということにつきましては、基準法の五十五条で規則、法令に違反した場合は、そういうものについての停止ができるということになつておるわけでありまして、解釈上いろいろ問題がございます。また、基準法上でも基準に違反した場合には差し止めができるのだ、こういうふうな統一されておると思ひます。ただ、基準にない場合に、労働災害の緊急事態について停止ができるかどうかということになりますと、五十五条からはそれは無理であらうという法の不備がございます。したがいて、事務労働災害に關する部面につきまして基準がなかったという場合の緊急の措置については、現在労働災害の防止に關する法律案というものを参議院で審議段階でございます。

が、これについて、そういう基準がなくとも、労働災害が生ずるおそれがあるという場合に差し止め命令ができるように、実は現在御審議を願つておるところでございます。

○田中(武)委員 それを聞こうと思つておつたのですが、労働災害の防止法、それは成立したのではないですか。参議院にまだあるのですか。

○小嶋説明員 現在、参議院の社会労働委員会にかかつております。

○田中(武)委員 衆議院は通つたが、参議院でまだだ。いすれにしろ、成立した場合には、その業種ごとに協会をつくつて、そしてその災害防止に役立たすといふか、この法律はそういう考え方でしょう。そこで、こういう採石業については、労働災害防止法によつてその業種ごとの協会をつくつて安全性を保つていく、こういうふうな中に考へてゐるのかどうか。

○小嶋説明員 衆議院でも御審議いたさました労働災害防止法案につきましては、二つございまして、一つは、いま田中先生のおっしゃいました団体によるところの自主的な規制でございます。もう一つは、実は国が直接監督権、たとえば労働基準法のような形で監督する特別規制の章を一項設けまして、これはまさに採石業法と同じような考えで、基準法と同じような考え方で、国の機関が直接、先ほど申し上げましたような基準がない場合において、緊急命令を出せるという一条を特別に設けたわけでございます。したがいて、これは団体の自主規制にまかせるといふ問題とは、全然別でございます。

○田中(武)委員 そうすると、その団体じゃなしに、一方のほうの規定でやれる。したがつて、昨年八月、九月に問題になりました大谷石の事故のときのように、片方は、そこに働く労働者の災害防止、これについてもインジェクションが出せる、緊急命令が出せる。一方、いわゆる公害といふか、公に對する危険といふことについては、この採石法の改正せられた事項によつてやれるのだ、そういうことですね。

○小嶋説明員 全くそのとおりでございます。

○田中(武)委員 そこで、先ほど広瀬議員も触れておりましたが、その間、いわゆる労働省の出先機関、労働基準局、通産省の出先機関、通産局、そこに都道府県知事が加わる、こういう間のいろいろな連絡とか、そういうことは十分やれるようになったてまになつておりますか。

○小嶋説明員 先ほど鉱山局長からお話があったと思ひますけれども、現在も、現地におきまして、県、市、私どものほうももちろんでございますが、協議会で連絡をしておるわけでございます。また、今度もこの公害の防止の方法とか、あるいは認可については、事前に十分労働省とも打ち合わせることには実は了解がついておるわけでございます。現地におきましても、さらに緊密に、円滑に、そういうことが成り立ちますように努力したいと思ひます。

○田中(武)委員 先ほど広瀬議員も触れておりましたが、まずまずの改正ができたわけですが、やはり裏づけがなぐちやいかぬ。予算という問題、きょうは大蔵省が来ていないが、これがなければ、実際は、法律をつくつても、

ただ命令を出したりあるいは方法書をつくらす、こういうことだけではいけないと思ひます。予算の問題については、これは廣瀬次官がおられますが、十分考へてもらなければいけないと思ひます。

それからもう一つ、これはいまこゝで直ちに修正とかどうにかいふことは考へておりませんが、いままでは事後届け出制度、今度は事前届け出制度に直る。しかし、届け出主義は変わりないといふ。それは石をとるといふてもいろいろとり方がありますから、全部は必要がないとしても、鉱業法のように、施業案をつくらして、そうして許可制にするといふところまで持つていかなければならぬようなものもあるんじゃないか、こういうふうに考へるの

ですが、ただ単に事前届け出だけではないかどうか。それから、その三十二条の事前届け出と、三十二条の二の公益の保護とは、これはマッチするのかわるか。といふことは、言いかえるならば、届け出があつた。しかし、他人に危害を及ぼすおそれがあるといふような場合には、まずこの三十二条の二の公害防止の方法を定めまして、かつその後には仕事にかかるといふのが順序だと思ひます。ところが、この法律でいくと、それはあと回しになるわけですね。届け出主義になるのですから、届け出たら仕事ができるわけですね。仕事をやりだしたけれども、やつてゐるのを見て、どうもそれではいかぬといふので、公害防止の方法を定めるといふ省令なんですね。そうすると、三十二条と三十二条の二を考へた場合に、許可制でなければ動かぬといふ、効果

をあらわさぬという点が出てくると思ひますが、その点はどうですか。

○廣瀬(正)政府委員 予算の問題につきましては、先刻広瀬委員にお答えいたしましたとおりでありまして、今後十分努力してまいりたいと思つております。

それから、鉱業法のように許可制にしてはどうかといふような第二点のお尋ねでございますが、これにつきましては、御承知のように、採石場といふのは、鉱業と違ひまして、全国に五、六千といふほど非常にたくさんありますので、危険なものはほとんど例外的に少ないといふような状態でございますから、今度の法律の改正のうちに、一応事前の届け出制にいたしまして、そういうところは、公害防止の定めております方法によつて命令を出すことも、認可をとるようになつていくこともできますわけでございますから、普通の鉱業とは違ひますといふことで、こういうような制度にいたしたわけでございます。

第三点につきましては、鉱山局長からお答えいたさせます。

○川出政府委員 事業許可制の問題でございますが、これはただいま政務次官から御答弁になりましたような趣旨で、公害防止のために全面的に事業許可制をとるのは、若干行き過ぎではないか。必要にして十分な措置がこれであるのでないかと私は考へておりますので、今回の改正は、さような趣旨でできております。なお、法施行後どうしてもそれですまいといふことになりますれば、そのときはまたあらた

めて検討しなければいけないと思ひます。

○田中(武)委員 採石は、言われたように数も多いし、いろいろなやり方がある。したがって、それらすべてを許可制ということは、私も必要ではないと思ひます。しかし、昨年問題になった大谷石のような、ほとんど鉾山と同じようなといひますが、そういうものもあるのですから、そういうものについては、施業案を出させ、許可制にするといふことも、検討する必要があるんじゃないか、こう申し上げたのです。

○川出政府委員 大谷石のような場合は、先生の御指摘のように、事業所ごとに公害防止の命令を出しまして、認可された方法によらなければ事業はしていけないといふような運用にならうかと思ひます。

○遠澤委員長 他に本案についての質疑の通告がありませんので、本案についての質疑は終局いたしました。

○遠澤委員長 次に、討論に入るのでありますが、通告ありませんので、直ちに採決するに御異議ありませんか。

○遠澤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○田中(武)委員 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

いと存じますが、御異議ありませんか。

○遠澤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○遠澤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○遠澤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○遠澤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○遠澤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○遠澤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○遠澤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○遠澤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○遠澤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○遠澤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○遠澤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○遠澤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○遠澤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

成立を見ました新産業都市建設促進法、この成立後の実施の段階においてどういふような配慮をなされたか、あるいはどういふような実際の動きになつておるか、簡単に伺ひたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 昨年の暮れに、この法律を実施いたしますための基本になります基準と申しますようなものを、要請大臣の属してあります関係各省と協議をいたしまして決定をいたしました。それに基づきまして、その後、指定を希望してある全国四十四カ所の関係者から、関係各省の係官が合同で一つ一つ実情について詳しく聴取をいたしました。また資料の提出なども求めまして、いわゆる事情聴取をいたしましたわけでありまして、それに数カ月を要しました。その間地方選挙がございまして、私どもとしては、この問題がいろいろな意味で地方選挙との関連において取り上げられるといふことは、行政をやつてまいります上にはとく弊害を招きやすいと考えておつたわけでありまして、したがって、事務的な理由から、両方合わさずまして、地方選挙前に指定をするということが事実上不可能であり、またいたさなかつたわけでありまして、その後、さらに資料等の整備を急ぎまして、ただいまの段階は、要請大臣になつておられるところの私以外の六人の閣僚に対して、各省事務当局から資料について説明を聴取していただいた上で、各大臣としてどこを指定するのが適当であるかといふ意見を御申し出を願ひたい、こゝういふ要請を私取りまとめ役としていたしておるところであります。多少の意見をすでに出してこられました要請大臣もあり

ますし、まだしばらく検討の要がある、もう少し待つてくれと言つておられる要請大臣もあるわけでございますが、いずれにしても法律がすでに実施されておるわけでございますから、この新産業都市の選定についてこれ以上選延することは、私は適当でないと思ひておりますので、できるだけ近い将来に、政府としてどこを指定するところが適当であるかといふことについて意思の決定をいたしたいと思ひておるわけでございます。ただ、御承知のように、私の行政指導をいたしまして、正規の申請書はまだどこからも出てきておらない。それは都道府県議会の議決を経て本来申請書が出されるわけでございますので、そのような重い手続を地方団体にとつてもらひましたその結果が、必ずしも希望どおりに実現しないといふ場合が当然多いと思ひますので、かえつてさういふ重い手続をとらせることが後に問題を起すであらう、こゝも考えましたために、行政指導によつて、現在のところは指定の希望を表明してもらひまして、私のほうは、かりに正式に申請があらました場合には、どここの申請を受けつける、それに基いて指定をすることが適当である、さういふ正式の手続の前の段階での事実上の意思決定をしたい、こゝういふふうに考えておるわけでございます。

○田中(武)委員 今日までに経済企画庁の職員の方といひますが、具体的に名前をあげ、その人がいつどこで言つたかといふことを必要なら申し上げますが、さういふ人が地方へ出てまいりまして、こゝは有望だとか、こゝは入らないとか、こゝういふことをすでに去

て、まだしばらく検討の要がある、もう少し待つてくれと言つておられる要請大臣もあるわけでございますが、いずれにしても法律がすでに実施されておるわけでございますから、この新産業都市の選定についてこれ以上選延することは、私は適当でないと思ひておりますので、できるだけ近い将来に、政府としてどこを指定するところが適当であるかといふことについて意思の決定をいたしたいと思ひておるわけでございます。ただ、御承知のように、私の行政指導をいたしまして、正規の申請書はまだどこからも出てきておらない。それは都道府県議会の議決を経て本来申請書が出されるわけでございますので、そのような重い手続を地方団体にとつてもらひましたその結果が、必ずしも希望どおりに実現しないといふ場合が当然多いと思ひますので、かえつてさういふ重い手続をとらせることが後に問題を起すであらう、こゝも考えましたために、行政指導によつて、現在のところは指定の希望を表明してもらひまして、私のほうは、かりに正式に申請があらました場合には、どここの申請を受けつける、それに基いて指定をすることが適当である、さういふ正式の手続の前の段階での事実上の意思決定をしたい、こゝういふふうに考えておるわけでございます。

○田中(武)委員 今日までに経済企画庁の職員の方といひますが、具体的に名前をあげ、その人がいつどこで言つたかといふことを必要なら申し上げますが、さういふ人が地方へ出てまいりまして、こゝは有望だとか、こゝは入らないとか、こゝういふことをすでに去

て、まだしばらく検討の要がある、もう少し待つてくれと言つておられる要請大臣もあるわけでございますが、いずれにしても法律がすでに実施されておるわけでございますから、この新産業都市の選定についてこれ以上選延することは、私は適当でないと思ひておりますので、できるだけ近い将来に、政府としてどこを指定するところが適当であるかといふことについて意思の決定をいたしたいと思ひておるわけでございます。ただ、御承知のように、私の行政指導をいたしまして、正規の申請書はまだどこからも出てきておらない。それは都道府県議会の議決を経て本来申請書が出されるわけでございますので、そのような重い手続を地方団体にとつてもらひましたその結果が、必ずしも希望どおりに実現しないといふ場合が当然多いと思ひますので、かえつてさういふ重い手続をとらせることが後に問題を起すであらう、こゝも考えましたために、行政指導によつて、現在のところは指定の希望を表明してもらひまして、私のほうは、かりに正式に申請があらました場合には、どここの申請を受けつける、それに基いて指定をすることが適当である、さういふ正式の手続の前の段階での事実上の意思決定をしたい、こゝういふふうに考えておるわけでございます。

○田中(武)委員 今日までに経済企画庁の職員の方といひますが、具体的に名前をあげ、その人がいつどこで言つたかといふことを必要なら申し上げますが、さういふ人が地方へ出てまいりまして、こゝは有望だとか、こゝは入らないとか、こゝういふことをすでに去

て、まだしばらく検討の要がある、もう少し待つてくれと言つておられる要請大臣もあるわけでございますが、いずれにしても法律がすでに実施されておるわけでございますから、この新産業都市の選定についてこれ以上選延することは、私は適当でないと思ひておりますので、できるだけ近い将来に、政府としてどこを指定するところが適当であるかといふことについて意思の決定をいたしたいと思ひておるわけでございます。ただ、御承知のように、私の行政指導をいたしまして、正規の申請書はまだどこからも出てきておらない。それは都道府県議会の議決を経て本来申請書が出されるわけでございますので、そのような重い手続を地方団体にとつてもらひましたその結果が、必ずしも希望どおりに実現しないといふ場合が当然多いと思ひますので、かえつてさういふ重い手続をとらせることが後に問題を起すであらう、こゝも考えましたために、行政指導によつて、現在のところは指定の希望を表明してもらひまして、私のほうは、かりに正式に申請があらました場合には、どここの申請を受けつける、それに基いて指定をすることが適当である、さういふ正式の手続の前の段階での事実上の意思決定をしたい、こゝういふふうに考えておるわけでございます。

○田中(武)委員 今日までに経済企画庁の職員の方といひますが、具体的に名前をあげ、その人がいつどこで言つたかといふことを必要なら申し上げますが、さういふ人が地方へ出てまいりまして、こゝは有望だとか、こゝは入らないとか、こゝういふことをすでに去

て、まだしばらく検討の要がある、もう少し待つてくれと言つておられる要請大臣もあるわけでございますが、いずれにしても法律がすでに実施されておるわけでございますから、この新産業都市の選定についてこれ以上選延することは、私は適当でないと思ひておりますので、できるだけ近い将来に、政府としてどこを指定するところが適当であるかといふことについて意思の決定をいたしたいと思ひておるわけでございます。ただ、御承知のように、私の行政指導をいたしまして、正規の申請書はまだどこからも出てきておらない。それは都道府県議会の議決を経て本来申請書が出されるわけでございますので、そのような重い手続を地方団体にとつてもらひましたその結果が、必ずしも希望どおりに実現しないといふ場合が当然多いと思ひますので、かえつてさういふ重い手続をとらせることが後に問題を起すであらう、こゝも考えましたために、行政指導によつて、現在のところは指定の希望を表明してもらひまして、私のほうは、かりに正式に申請があらました場合には、どここの申請を受けつける、それに基いて指定をすることが適当である、さういふ正式の手続の前の段階での事実上の意思決定をしたい、こゝういふふうに考えておるわけでございます。

年の九月ごろからやっておるのです。そういうことについて、長官はどういうふうに考えられますか。

○宮澤国務大臣 いつぞや当委員会、そういうことについて実は御指摘と御注意がございましたので、誠にそういうことのごいまいせんように、きつく私から関係者には申しました。その後はそういううわさも聞かれないようになつておりますので、御注意をいただいた点は十分に私どもの役所の者も順守をしているものと考えております。

○田中(武)委員 ところが、必ずしもそうでないのです。やはり人間だから、人だから、いろいろ言われるとついで話をするということだろうが、いろいろなことが言われているわけです。長官は、私が去年の九月の、たしか閉会中の審査のときだつたと思ひますが、そういうことを言った。その以後はないとおっしゃっているのですが、そういうことがあると思ひのです。それは長官のほうは十分注意しているとおっしゃるのだから、それはそれとして、そこで法律に従つて地域を指定する、そういう場合には、あくまでも法の精神の上に立つて、さらにその法の審査の過程を参考にしてやるべきでないかと思ひのですが、こういう点につきましては、長官はどのように考えておられますか。

(委員長退席、小川(平)委員長代理 着席)

○宮澤国務大臣 まさにそのとおり心得ております。

○田中(武)委員 ところがそうではないのです。この法律の成立過程において、もうすでに審議未了の廃案という

運命にあつたときに、いろいろ与野党が協議をいたしまして、お互いに前向きに相談の結果成立をした、こういういきさつについては、当時は長官は担当大臣でなかつたけれども、よく御存じだと思ひ。ところが、そのような努力をし、成立をいたしましたその法律が、今日、はつきり申しまして、与野党のためと申しますか、利用せられる、そういう事実があるわけなんです。そういう点について、長官は何も聞いておられますか。

○宮澤国務大臣 どういう御質問の御趣旨でございますか、多少具体的に承ればお答え申し上げます。

○田中(武)委員 先ほど長官は、あえて地方選挙の時期を避けたほうがいゝ、こういうことで避けたんだとおっしゃる。ところが、そのために、地方選挙の中においていろいろと与野党の諸君の応援演説等で、これを武器に、中央に直結する首長でなければならぬ、こういうような、厳格にいうならば、公職選挙法の利益誘導というように、お手元に資料として出してあると思ひのですが、きょうの毎日新聞の記事によると、私は、一新聞の報道が必ずしもすべての真実を伝えているとは思ひません。しかし、この資料、お手元に出してありますが、これによりましたならば、最後のほうですが「自民党内に、革新系が首班の地位にある地域は指定しない」というようなことを宣伝をし、そしてそういう中から首長に圧力をかける。中には、この新聞には名前も書いてありますけれども、議事録の關係上名前も申しませんが、与党内の某実力者が、これは明確

に本人に言つたか他の場所と言つたのか知りませんが、社会党の籍のある人のところにはやらない、こういうことで、保守の市会議員あるいはその土地の商工会議所、そういうところから突き上げがあつて、この新聞によると、郡山市長が社会党に離党届を出した、そうしないと、新産都市の指定を受けられない、こういうことが事実問題として上がつてきているわけでありまして、そういうような問題につきましても、これは単なる新聞の報道であつて、私は知らない、こうおっしゃればそれでよい問題であります。

火のないところに煙は立たないし、実は郡山市長の問題につきましても、私たちは数日前からそのことを情報として聞いております。現にそういう事態が起つておるのです。法律というものは、国会において与野党、野党が十分に話し合つてつくつていくものです。つくつた結果が、一方のみの宣伝の具に供される、あるいは一方の権力拡張の具に供されるということは、全く遺憾であります。そういうような点につきましては、長官はどのように考えておられますか。

○宮澤国務大臣 地方公共団体の首長は、住民の自由な意思で選ばれるわけでございますから、その人がどのような政治上の信念を持ち、あるいはいかなる政党に所属をしておりましようとも、それは正当、適法に選ばれた首長でありますから、したがつて、その個人の信条なり、党籍によつて私ども行政を左右させる、あるいは影響をさせるというようなことは、断じて至さな

ないのです。ところが、現にそういう事実が起つておるのです。それについてどういふように思ひのかというの

○宮澤国務大臣 そういう事実が起つておると仰せになります。新産都市の指定をいたしてはいないのでありますから、私に關する限り、そういう事実は起つていないと思ひます。

○田中(武)委員 いやいや、まだしてないのだから、そういう事実は私に關する限り、私はそういう答弁を望んでおるのではないのです。少なくとも与野党が前向きのかつて、実は昨年の通常国会の末期に、相当われわれは汗をかきながら成立をはかつたわけです。それが事実として新聞の報道もあり、またこのことは、われわれは事実も知つておるわけです。新聞に出ておるとおり、郡山市長の問題で、それが指定になるかならないのか、それはわかりません。しかし、同じきよりの朝日新聞を見ると、市長が社会党の党籍を離脱したということ、どうも有望な線に入つてきているといううなわけですね。そうなる

ますと、長官が私に關する限り云々と言われましても、この朝日と毎日のこの新聞を突き合せて見たときに、それが保守党の権力保持のために、あるいは権力拡張のために、利用せられておる、さう断ぜざるを得ないと思ひますが、いかがでございますしうか。

○宮澤国務大臣 新聞がどういふことを書きましようとも、あるいはいふこの首長が何党を離脱いたしましたしうとも、私がやろうとしておる行政に何にも關係がございせん。

○田中(武)委員 そうおっしゃれば話

はしまいです。しかし、現実の問題としてあるのです。そういう点についてどう考えられるかということ、この法律の審議の過程におきまして、当時の藤山経済企画庁長官に、私は当委員会でもやりました。これをこのままやるならば、たいへんなことになるだろう。あなたの政治力をもつて各府県から出てくるやつをさばき得るか。これは藤山さんがこれをほんとうに筋を通しておやりになろうとするならば、まず総裁、総理にならなさい。しかる後にこの法律を成立さすべきである。そうでなければ、下から突き上げられてよろめくに違ひない、こういうことを指摘したことがあるのです。今日宮澤さんは、おれはよろめいていない、こうおっしゃいますけれども、きのうも与野党の商工部会においていろいろ意見が出され、あるいはわれわれを含む国会議員が、いろんな意見なり陳情を述べておると思ひます。そういうことを全然無視をするというわけにもいかないし、それをどの程度聞かれたか、そういう点において、私は法の精神を曲げてはいけないと思ひます。

(小川(平)委員長代理退席、委員長 着席)

聞くところによると、四十四が申請しておる。それを十ばかりにして、あと準指定といううなものを五つばかりすると何かといふたうな考え方もあるうですが、そういう考え方は、この法律からは、準指定だとか、あるいはそれにかわるものだという基礎は出てこないわけです。それはさばくために便法として考えられたのではないか、こういうふうに思ひわけです。実際幾ら申請せられて、どういふ基準で

いま作業が進められておるのか、一々読みませんが、お手元の朝日新聞に各地区における指定がどうであろうというふうなことが書いてありますが、そういうこととの関連において、まだ発表以前のことでここを全部を申し上げることはできない、こうおっしゃるかも知れませんが、ともかく現在のこの指定についての作業の進行状況、及び長官の心境をお尋ねいたします。

○宮澤国務大臣 準指定ということ、私は考えたことはございません。そういうことはいたさないつもりであります。新聞をここに写しをいたして私が批評を加えるような権威のあるものでございませぬ。何も申し上げるつもりはございません。私としては、法律の趣旨に基づいてきちんとした行政をいたすつもりでありますから、何よりもそれは結果をごらんになればおわかりいただけると思ひます。

○田中(武)委員 結果を見ればわかるだろう、私の選んだ人を見てくださいというのと同じ考えです。私の選んだ地区を見てください。ところが指定になつてしまつと、もうあとの祭りといひますか、そういうことにもなりかねないので、指定前に長官の確固たる信念を披瀝してもらわなければならぬので、わざわざ来てもらったのです。これはどこから出た情報か知りませんが、たまたまきよりの朝日を私は引用いたしておりますが、その他の新聞等々におきまして、すでに下馬評はあがつており、われわれでも、あそことあそこであろうという大体の予想はつくわけですから、そういう点について、あくまでもそういうことには関係な

く、私はしゃんとして法の精神にのつとてやるのだ、またやつておるのだと、こうおっしゃるだろうと思ひます。そうですか。

○宮澤国務大臣 そのとおりでございます。

○田中(武)委員 この準指定のことは考えていない。それでは法案審議のときは、十カ所以下、こういう答弁であつた。ところが、きのうの自民党の商工部会は、二十カ所という希望が出た。あるいは十二、三にするとか、いろいろ出ております。しかも最初の考え方をそのまま押し通そうとするならば、修正は出てこない。やはり本委員会において、法案審議の過程における論議並びに修正点、これはやはり最初経済企画庁なりその他が考えられた線に対して修正がなされたということ、若干の修正の上で立つての考え方が入ろうと思ひますが、そういうよりな点は、最初考えたままを押し通そうというのであるか、それとも修正という点を含み勘案しておられるのであるか。先ほど四十四と申しましたが、四十四は間違ひのないか、それを幾らにしほめるのか、基準はどういうところにあるのかというのを聞かせていただきたいと思ひます。

○宮澤国務大臣 私が就任いたしましたときには、法律案はすでに成立をいたしておつたわけでありました。したがつて、成立いたしました法律に基づいて、その精神を体して指定の問題を考えておるのですが、個所につきましては、先ほど申しましたように、昨年の暮れに、関係各省で十カ所程度ということをきめております。その方針は変えないつもりでおるわけでありまして、

○田中(武)委員 昨年の十二月の方針を愛さない。したがつて、最初立案過程において考えておつたのと、修正という事実があつたのと、あわせて十二月に考えた考え方を愛さない、こういうことですか。

○宮澤国務大臣 ただいま申しましたように、私が就任いたしましたときには、法律は成立をいたしておつたわけでありまして、それは国会の御修正を経て成立をいたしたわけでありまして、私は、その修正されてでき上がったところの法律の趣旨を体して考へておるわけでございます。ただ、そういう趣旨において、まず十カ所程度というところが適當であろうと考えましたので、昨年の暮れ、企画庁でそういう基準をつくりまして、それにのつとつて今日までこの問題を検討いたしているわけでございます。

○田中(武)委員 これ以上もつと詰めたと思ひますが、具体的な場所等については、あなたもまだ申し上げられないと思ひます。私も、ここで聞いてもわだかまが思ひますから伺ひませんが、これは御承知のように、それぞれ立場から、それぞれのルートを通して、いろいろと長官のところへ陳情なり要望なりがいつておることだと思ひます。それはまあ當然のことなんです。同時に、私は知りませんが、これで押し問答になるんですが、やはり火のないところに煙は立たぬ、こういうことをいわれておりますが、郡山の市長の問題、あるいは大分県の知事が社会党の知事であるからといったようなこととでどうも左右せられるのではなからうかということが伝えられておるし、またそうであるということもいわれて

おるわけなんです。そういうことについて、関係者を、たとえば郡山の市長、あるいはそういうことを言われたという党の幹部、そういう人に出てもらつて、当委員会においていろいろ意見を聞かなければ、この問題は解決しないと思ひます。要は宮澤さん、自信を持って言われておるうちに、ひとつそういうことではなく、私の選んだのを見てください、こう大きく出られましては、そうさしてもらうというよりほかはないですが、そういう間において、いろいろな問題があることは、これはいふまでもない事実です。そういうことに長官はよろめくことなく、同時に各省各省の案があると思ひます。そういうものを十分に考へてこれはやつておられることと思ひますが、そういう各省各省のそれぞれの意見等を調整していくのがあなたの役だと思ひますが、その辺の事情はいかがでしようか。

○宮澤国務大臣 私は、圧力をかけられたことはございませぬし、陳情は仰せのようにならぬとくさんございませぬけれども、これだけたくさん陳情がございまして、何もないのと同じようなこととございまして、各省につきましても、関係大臣のうちで何人かの大臣の御意見はすでに承つておりますし、何人かの大臣についてはその御準備がまだありませんで、これから承る、そして関係大臣の意見が一致しております部分については問題がないわけとございまして、一致をしておりません分につきまして調整をいたす、そしてその結果を十カ所程度というところにおさめたい、そういう努力をし

つつあるのが、ただいまの現状でございます。

○田中(武)委員 要請大臣が、経済企画庁長官を除いて六人でしたか、それぞれ要請がある。そこにも若干の食い違ひがあると思ひます。この本日の朝日新聞を見る限りにおいては、たとえば九州に二カ所とか、東北で何カ所だということになると、一方が通れば一方がはずれる。それがやはり先ほど申しておるような市長に対する有形無形の圧力となつてくるというふうなことは、あなたは考へてはいないとしても、事実起こつてゐるわけなんです。したがつて、たとえば郡山市長の離党の経過、こういうものも、あなたも調べていただきたい、私のほうも調べます。それと同時に、委員長に要望しておきたいのは、こういうことで、新聞の情報だけでは何とも言えないけれども、しかし、これまた先ほどから言つておるように、火のないところに煙は立たないという事実もある。したがつて、何らかの形において圧力が加わる、何らかの形においてそういうふうな動きがあつたことは、いふまでもないと思ひます。それに関連をした人を、これは後に理事会において相談ということになりまして、たとえば郡山市の市長、あるいはそういう圧力をかけた与党幹部の個人の人、その他その背景をなしている者を、当委員会において、いろいろと宮澤長官と対決というところとおかしいが、同席の上でべんすつきりとしてもらわなければ、いかに宮澤長官が、私はよろめかない、私はまっすぐやるから、私の選んだものを見てください、だからと同じようなことをおっしゃいましたが、一般は、こ

ただ新聞等に書かれると、それは思われないのです。いかに宮澤長官がまっすぐよろめかないようにやられたとしても、もうこれだけ伝えられると、そうであつたのではなからうか、こういう疑問を一般が持つことは、いぬめな事実だと思ふのです。

そこで長官に、これは要望というこゝとにいたしますが、もう少し時期を見ろというか、冷却期間を置くというか、そういうことによつてこういう疑問の点を払拭した上で、はつきりきめていただきたい、このように思つておりますが、長官並びに委員長の御所見を伺います。

○逢澤委員長 田中委員の要望について、委員長からお答え申し上げます。申し出の件は、適当な機会に理事会を開きまして、理事会の意見を総合しまして善処することにいたします。

○宮澤国務大臣 実は、私は、那山の市長がどういふ党籍を持っておられるかということは、今朝新聞を見るまでは知りませんでした。そういうこの市長なり知事なりがどういふ思想傾向の人であるかということにつきましては、私は、この行政をやる上には全く無関心であります。そういうことに、この行政は何も関係がないというふうな考へておるわけでありませう。

それから、時期を延ばしてはどうかというお尋ねでございますけれども、これはすでに今日まで延引をしたというところで、相当のいろいろなむだと申しますか、好ましくないことがたくさん起こつておるわけでございますから、早くこれは処置をしたほうがよろう、私としてはむしろそう考へております。

○田中(武)委員 宮澤長官は、きわめて頭の回転がいいから、そのない回答をせられるので、ここでは議論というか、質疑が行き違ひになつてしまつて、これ以上進めていっても、詰まるどころがありません。しかし、私が要望したい点は、先ほど申しましたように、政府は、行政の上においては、その法の精神並びにその法律の審議過程におけるいろいろな問題、あるいは附帯決議、こういう点を勘案せられて、十分に外から客観的に見て無理はないというふうなところへ落ちつかなければならぬと思ひます。それと同時に、とにかくもうさういふうわさも流れて、少なうとも担当国務大臣としての宮澤さんは、さういふうわさを消すというか、さういふことでないんだ、さういふことを国民に理解した上で指定を發表せられるということが、望ましいのではないかと。さらに、さういふことはないとおっしゃるし、あつてはならないんですが、法律は、与党だけではつくれないんです。野党も建設的な意見に基づいてともに審議をするところにおいて、法律は制定される。それが一方のみのために使われてはならない。さういふことには使つてないんだ、さういふ疑いの目で見られるという自体が問題だと思ふので、さういふことのないよう、十分な注意と、長官自体の姿勢を正してやつてもらいたい、さういふことを要望いたしておきます。

○逢澤委員長 久保田豊君。○久保田(豊)委員 大体いまの質問で要点は尽きているわけですが、もう少し

し具体的にお聞きしたいと思ひます。第一、さつきもお話がありましたとおり、要請大臣のおところの各省とあなたのはもと、要するに四十四カ所からデータを出させ、ヒヤリングをやつたようですね。結局、これに対する各要請大臣からの意見というものが出るといふことにならうと思ふ。その場合に、各省の事務当局とあなたのはもう事務当局とが、もう少し純事務的な見地から、なぜ調整がしてないのか。私が聞いた範囲では、あなたのはもうデータを集めたものを事務当局間としてまとめるというのをやつていないのです。これはどういふわけですか。それで、さらに聞いてみると、この問題は政治的にあれですから、事務当局が純客観的にこれがない、さういふ立場で意見を言つたつて、これはどうして大臣に通じませんと事務当局は言つてゐる。あなたのはもう、はつきりさう言つてゐる。ですから、これは大臣同志の政治折衝にまかせるよりしようがないと言つてゐる。これが事務当局の正直な裏の声です。まさかあなたにそれをばつたり言う人はなからうと思ふけれども、私も、いろいろさういふ意見は聞いております。私は、ここに一つの問題があると思ふ。問題が非常にむずかしいには違ひないが、詰めるならば、いま各四十四カ所からそれぞれのデータでマスタープランが出ております。これをなぜ公表しないのですか。公表した上で、事務的に――というの、純合理主義的な立場から、それぞれの省の事務的な見解というものを煮詰めることが、第一なんじゃないかと思ふのですが、これを

なぜやらないのか。やつておるのか、やつてないのか、さういふ点をまず第一にお聞きをしたいと思ひます。

○宮澤国務大臣 新産業都市の指定は、わが国の将来のいわば未来図を相当大きく左右した要素だと考えますので、その指定については、事務当局にまかせることなく、要請大臣が国務大臣としての見識において意見を述べ、決定したすべきものであるということとは、私は、最初からさう思つてお見ます。それで、要請大臣が自分の意見をつくられるときに、当然事務当局の見を参照して言われるのでありましようけれども、これは国務大臣としての見識に基づいて意見を述べてもらいたい、私はさう思つておりますから、そのようにいたしたいと考へておるのであります。

○久保田(豊)委員 それはそのとおりです。そのとおりですが私は、その点についてのあなたの基本的な、原則的な考へ方に対して不賛成じゃありません。しかし、少なくとも数カ月かけて事務当局が煮詰めてきて、しかも御承知のとおり、この法案ができる前には、要請大臣各省の間に、かなり基本的な見解の食い違ひもあつたのです。これはあなたのほうも、正直御承知のとおりだと思ふ。さういふ点をやはり事務当局は事務当局なりに煮詰めた上で、さらに大臣が各各務大臣として大きな方針を一つ示してから、それらを十分参考にした上でまとめるというの、少なくとも行政を進める上からいうと順序じゃないか、私はさう思ふのです。ところが、私も、事務のことですから実態はわかりませんが、しかし、私もが聞き取つた範囲においては、

さういふ作業は十分行なわれておるやうであります。お聞きいたしますが、各省から事務当局のヒヤリングをし、それぞれの調査をしておるやうであります。これらの意見は、あなたの方には全部出ているのでしょうか、どうですか。そして要請大臣というの、だれとだれが今日まで意見を出しておらぬのですか。そして、事務当局から、もしさういふ事務当局のまとめた意見があなたの方には事務的に出されておるといふならば、さういふの、いわゆるすでに意見を表明された大臣との意見というものは、びつたり合つておりますか、どうですか。どうも私もが聞いた範囲では、かなりその点については疑問のうちに思ふのですが、どうですか。

○宮澤国務大臣 要請大臣が、事務当局の意向をそのまま自分の意見とされるかあるいはされないかは、私は、全くその大臣の自由であると思ひます。それを私は取りまともればよろしいのであります。各省の事務当局の意見というものは、さういふときは私は聞いておりますけれども、私が聞きたいのは、国務大臣としての要請大臣の意見であつて、各省の事務当局の意見ではないと思ひます。

○久保田(豊)委員 当然長官としては私はさうだろうと思ひますが、しかしながら、各省のさういふ二カ月なり、もっと長きにわたるさういふ基礎的な調査がなければ、大臣がただ大局から大局からいつても、由に浮いた意見にた政治が入る余地があるわけですから、少なくとも事務当局に――もしさういふ宮澤さんのような御意見

なす。

なら、何もそんなに事務局が二カ月も三カ月もヒヤリングをしたり、それだけの各省でまたさらにいろいろの人を出されて調査する必要があるんじゃないか。要請大臣が六人なり七人なり出て、大局から相談してきめたいじゃないか。ところが、私はそうはいかないと思います。ですから、事務局の意見なり調査なりというのは相当煮詰めて、最終段階においては、大臣が決してそれに与えられる必要はないと思います。当然大臣はもとと大局の見地からお話し合いになり、きめられるのが当然のことです。しかしながら、少なくともあの過程を見ても、マスタープランにしても、資料にいたしまして、私の知っている範囲においては、つくるほうも何もいろいろです。かなりまじめに積み上げてつくったところもあれば、大忙しで、とにかく一夜づけでつくったようなところもあります。そしていろいろのあれがありますから、そういうものを事務的に振り分けた上で、それらも十分に踏まえた上で、大臣が大局をきめられるということであつて、私はそうなくちやうそだと思つて、それだけに、各省の間にこの案が一本の案にまとまるのには、御承知のとおり、いろいろ意見の基本的な違いがあつたわけですね。それだけに、あの意見の基本的な違いは、私も審議の過程において十分突っ込んだのですが、必ずしも解消しておりません。ですから、できた法案は、何かといふと、これは各省間の意見をチャンポンにして、それにさらにわれわれ社会党の主張も入れて最終段階においてまとめたのが、この法案でありま

す。これは審議過程で明らかであります。ですから、それだけに、最終的には大臣が結局大局からきめられるのはいいが、しかし、いままで聞いた範囲、われわれの知り得た範囲においては、どうもそういう点、事務的な詰めが十分でない。だから、これは政治的な大臣間の取引のようになつていふや。いまのようになつていふや。いやあの人がついていふからいいじやうぶだ、あの実力者がついていふからいふのはもうはいじやうぶだ、おまえのほうはもうちよつとだとか、あるいは社会党のやつはだめだとか、こういうようなことが無用な飛ぶという事になつていふやが、この点は、これ以上どうしてもだめだと思ひますから、これ以上申し上げませんが、もう一つ私が不思議にたえないのは、十二条で地方産業開発審議会というものをつくることになつておられます。これは御承知のとおり、総理大臣の諮問機関で、これをもちつと正しいものにつくつて、十つくるなら、その十なら十というものをどの地域——いままで審議過程で明らかになりましたように、藤山さんの言われたのは、全国大体九つくらいしか大体割り当てがでない、こういう考へです。その後社会党側から言ひまして、九つなり十なりというところが大体適当であらうけれども、しかし、いわゆる百万都市構想だけでは困る。そうではなくて、中都市も含めた全体の計画にしてくれという意見が通つていふやが、法案の中にもその向きが入つていふやが、そういう新しい条件をやつて、あの四十四の申請なりヒヤリングをした。あるいは皆さんの

ほうが、さらにもう一歩徹底した調査をされて、それらの調査の結果等をあわせて、これをまず審議会で、皆さんは政府の基本政策のワケの中でなぜ公平に堂々と資料を公開して審議をしないのですか。そういうのが、これはすでにきまつたところの基本計画なり何なりといふものをやるという構成になつておられます。しかし、公正にやるなら、堂々と資料を公開して、そして政党やその他にとられぬで、こういう機関を活用して、ここで徹底的な審議をしたらいい。そうしてやるのが、公正で一番有効なあれにならうと思ひます。いまお話しのように、十カ所くらいという大体のお話しです。しかし、御承知のとおり、いまの財政力その他から見て、日本では十カ所ではなかなかうまくいくまい、五カ所くらいにしたらいじやないかといふ、相当強力な意見もあることは、御存じのとおり。また片方においては、こういうふうにとりだして競争になつてくると困るかどう、二段がまえにして二十カ所くらいどうだといふ意見もある。あるいは準指定といふので一応ごまかしておけという意見もあります。こうなつてくると、これはこの計画の根本がぐずれてしまふ。私は、やはり国の基本ラインといふものはつきりして、こういう公正な機関で徹底的に審議した上で、これは役所の大員同士の相談だけであつて、それらを十分に慎重にするというのが、私は正しい態度だと思ひます。この点について、審議会はすでに構成をされていふやが、それなら、その審議会の構成メンバーはどんな連中を入れていふやが。そしてその審議会上、この最初の五カ所なり十カ

所の指定をどういふ形で諮問し、あるいは検討をさせるのか。そういうお考へがあるのかないのか。ここの点についてお伺いをいたしたい。

○宮澤内務大臣 久保田委員がおつしやいましたように、大体いままで進めておるわけでありませう。すなわち、審議会はもうつとに構成をされておつて、先ほど申し上げました、昨年の暮れに十カ所程度とすること等々について基準をつくりました際には、これはこの十二条の審議会の議を経て決定をいたしておられます。それからごく最近では、二週固足らず前のごさいます、また会合をいたしまして、そのときに、私どもが各省共同作業でまとめました資料を審議員の皆さんに差し上げてございませう。それから今度その席上でお尋ねがございましたから申し上げませうが、最近の会合の席上から出ました御意見は、まあ十カ所というところはすでに審議会できめたことであるが、できればもう少し少ないほうがいいという御意見と、いやもうつとそこまいくればたくさんあつたほうがいいという御意見と両方ありまして、大体の結論は十カ所程度という、すでに審議会できめたことを確認するが、政府としてはそれをあまり逸脱しないように、いろいろな事情はあるだろうが、審議会できめた方針に従つてやるように大いに努力をせよ、こういう結論であつたわけでありませう。

審議会の構成メンバーにつきましては、政府委員からただいまお答えをいたさせます。

○大来政府委員 審議会のメンバーは、会長は八幡製鉄の会長の小島新一さんでございませうが、そのほか日本油槽船株式会社社長荒木さん、それから読売新聞の愛川さん、農業機械化研究所理事長小倉さん、地方制度の亀山さん、東電の木川田さん、水資源の柴田さん、日本大学教授の鈴木さん、朝日新聞の岡田さん、東京商工会議所の高城さん、富士製鉄の徳木さん、開銀の平田さん、早稲田大学教授の松井さん、雇用促進事業団理事長万仲さん、こういう顔ぶれになつておるわけでございます。

○久保田(豊)委員 そうすると、長官のお考へは、審議会の答申をまつて決定をするというのですか。審議会上に徹底的に、つまりどこどこに何カ所という、十カ所なら十カ所ですね、十カ所が適当というなら、その十カ所について、ひとつどこを選んだらいいかといふことを最終的にきめたいといふことを、審議会の答申を求めて政府の態度を決定するといふのですか。どうなんですか。ただ一応常識的な御意見をいただけて、実際の案になるところを全部抜いたのでは、私は、これは形だけ整つてもいけませんけれども、たいして役に立たぬと思ひます。どうですか。

○宮澤内務大臣 先ほど田中委員にお答え申し上げましたとおり、ただいまの段階は、正式の申請が出てきて、それを正式に政府が決定をするという段階ではございませう。事実上指定の希望を持つていふところの希望を聞きまして、実情を調査し、また事実上将来正式に申請が出てまいりましたときに、政府としてどこどこを受けるか、こういうことを議しておる段階であります。したがつて、純粋な法律論をいたしますならば、審議会がほんと

りに動きますのは、正式な申請が出てまいって、そうして内閣総理大臣が、要請大臣の要請に基づきまして、そのうちいずれかを指定いたしますときに審議会の議を経て行なうということでございますから、純粹の法律論だけからいえば、審議会はそこに動けばよろしいわけでありまして。しかしながら、それは法律論でございますから、事実問題としては、十分に審議会の意見を聞くことが必要だ、こう考えましたので、従来の基準の案につきましても、あるいは最近集めましたいろいろなデータにつきましても、審議会におはかりをして御意見を聞いておるわけでございます。このたび政府としてどういう内意を決定するかということにつきまして、決定以前に審議会の意向を聞くつもりはございません。しかしながら、内意をききましたときには、事実上の審議会の、法律的な意味じゃございせんが、再び開きまして、政府としてはどういう考えであるが、審議会はどうかという意向かということ、時を移さずに聞くつもりでおるわけがあります。

○久保田(豊)委員 まあこれは審議会そのものの何といひますか、活動力と申しますか、そういう関係もありませんから、その審議会だけが私は全部公正にやれるとも考えませんけれども、しかし、こういうふうな問題が非常に政治的に――あなたは政治的じゃないから、しかしながら、世間の受け取り方、動き方というものは、実際にはまさに政治そのものになっているわけですね。この問題がいろいろの点で非常に大きな問題になっているという際ですから、政治色をとる考え方で

やりませんといへない。そうなれば、こういう審議会というものを――法律的にはいまだあなたがたおっしゃったとおりです。しかしながら、これで内意を決定するということは、これは指定がきまったということと事実上同じです。それから、あとは一応の手続論ですが、やはり私は、本来なら、こういう審議会の、もう少しこの段階では最終的な内意決定についての発言権を強める必要があるんじゃないかというふうにお考えですが、その点はいまの長官のお考えだと、要請大臣七人ですね、あなたを加えて。それで一応意見をまとめて、総理大臣の一応の了承を得た上で、そうして内意がきまったら、審議会にはかつて、一応もう一度十分意見を聞く、こういうことでしようが、その前に、もう少し審議会にこういう決定についての幅を持たしてやるというお考えはないですか。私は、そうすることがこの段階では一番いいのではないかと思いますが、どういうふうにお考えでしょうか。

○宮澤内閣大臣 実はそんなら審議会をいたしたときには、私どもとしては、各審議会の委員に対して、抽象論でなく、具体的にどこどこが適当であるかというところまで御意見を聞きたいと考えましたので、あえて審議会とせず、審議会委員懇談会という形で会を開いたわけでありまして。そうして私からそのものずばりというふうな御意見をひとつ聞かせていただきたいというところも申し上げたわけでありましたが、各審議会委員は、やはりそれよりは全体の数を一定のところできちんと制約すること、それから全国的な分布を考へること等々について、相

当活発な御意見がありました。しかしながら、具体的にどこどこを考へるかというところは、まず政府として考へてきめていい、その上で審議会としては審議をする、そういうお考えであります。私も、審議会の議を経てということ、もし政府が決定いたしましたことについて審議会がそれは不適当であるというふうな結論を出しになるならば、当然私もそれに拘束される。法律の読み方はともかくいたしまして、事実上そのくらいにこれを尊重しなければならぬものと考えておりますから、審議会として一応政府の考へ方をきめてはかれと言われまうので、そのようにいたしたいと考えておるわけでありまして。

○久保田(豊)委員 ではもう一つ、この問題に連関する政治問題がありまして。これは与党の意見はどうですか。まあわれわれが自民党の皆さんから聞いていると、これは内閣だけじゃなかなかきまらぬ、与党の総務会なり政調会なり、そういうところの発言権というものが最後の決定する。現にこれを実証するように、きのうですか、佐藤さんが油田さんに会われた。これはどういふ話をされたかよくわかりませんが、新聞その他の伝えているところによると、いま政府のほうとしては大体十カ所くらいきめておるようですが、これでは少ない、もう少しよいにしろということ、佐藤さんは特に進言をした。これに対して河野さんは、あくまで十カ所以内に食い止めろという意見だ。こういうことで、要するに政府といひますか、与党の意見というものが、やはり相当問題になろうかと思ひます。ここの調整は、あなたと

しては非常にお骨折りのところでしよう。一番むずかしいところでしようが、そこがひつかかっていますから、地方選挙の際にも、やれ大野さんがあつちへ行つてこつた、あの人がこれこれこつたというところで、与党の諸君からまことしやかに選挙に悪用されておるのです。私のところなんかもその一つのあれですけども、いい悪いも何もない、知事が自民党でなければ新産都市指定は絶対にとれないというふうなことはかりやっています。それにはだれがバックについているからだいじょうぶということ、振り回したのが、現実です。ですから、私は、与党との関係の調整、これは非常にむずかしい政治問題でしようが、ここのについては、どういふふうな手順でこれを御解決になるつもりか、この点はつきりお伺ひしておきたいと思ひます。

○宮澤内閣大臣 議院内閣制でありますから、当然いろいろな問題について、政府と与党とは連絡調整をいたすことは事実でございます。しかしながら、この問題の最終決定は、政府の責任においていたすべきものであり、またいたすつもりであります。

○久保田(豊)委員 それじゃもう少し実質的な点を二、三お聞きいたします。そうしますと、十カ所というのは、この前藤山長官時代から言っておられたような、全国を大体九ブロックくらいに分けて、その地域々々一つずつやるという、この考えが動いているのか、いないのかということが一つ。それからもう一つは、御承知のとおり、整備地域と開発地域の調整の問題があら

るわけですね。一応あの法案では、開発地域に重点を置いて、整備地域はあと回しにしようということが大体中心です。しかし、これについては、片方においては、そういうことも、今度つくるところの新産都市は、多くの場合臨海工業地帯という性格を持たざるを得ない、したがって、臨海性という点からいって、整備地域と開発地域というものは必ずしもあれじゃないという意見と、それからさらに、整備地域は理想としてはいいが、国がそれに即応するだけのしつかりしたあと押しをしない限り、これは資本の投資効率というものがあつてこない、したがって、せっかくつくつても、そういうところへ企業が行かなかつたら何にもならぬじゃないか。したがって、この整備地域と開発地域とどちらに重点を置くか、どうバランスをとるかという問題は、もう一度再検討すべきだという御意見も相当強いことは、御承知のとおりです。それと、われわれ社会党から言いました、百万都市なんという構想ばかりやるな、いわば二、三十万程度の中都市が将来でき上がった場合の構想も入れて、そういうものもひとつ最初の指定の中に入れてくれ、こういう主張をして、その当時の政府当局の藤山さんも、これはあの法案を通す過程におきまして大体承知し、与党の諸君も承知しておつたわけですね。こういう点は、どういふふうに現に調整を進めつつあるのか。そういう基準が、今度の四十カ所をどう選ぶかということについて、現実には一番基本問題だと思ひます。これらの問題がどう貫かれたかということが根本であつて、そういうことを忘

いつでも、なかなかむずかしい問題じゃないかと思う。ところが、われわれの耳に入ってくるのは、そういう基本問題をネグレクトしてしまつて、実はあの人が出てくるからおれのほうはだいたいふだとか、社会党の主張はだめだとかいふことになる、これはあなたに直接関係のあることではありませんか、そういうふうになる

と、初めから新産都市の出発というものは狂つてくると私は思うのです。いまの主として三点についての、基準を指示しなつたといいますが、そういう基準なり何なりわれわれにも知らせてもらいたい。われわれまだいいたいではないわけです。この点についてはどういふふうな今日それをとつておられますか、今日それをとつておられます。四十四をセレクトする中でこれらの事項がどう生かされておるかというの、現実の問題である。これらを各要請大臣の口を通じてどういふ形で具体化してきておるといふ点を、お聞かせいただきたいと思うのであります。

○宮澤内務大臣 私どもといたしましては、昨年当委員会が原案を修正されましたその経緯に、非常に重点を置いておるわけでありまして。したがつて、当初九ブロックの一つずつということを考えておつたかもしれないと思つておられますが、修正の経緯にかんがみまして、そういうことはたまたま考へておりません。むしろ開発地域に重点を置く指定の行政をやりたいと思つておられます。したがつて、東京、名古屋、阪神、九州、このような大工業地帯の資本集積の影響下にあると思われような地域、一般的には整備地域と

呼んでも大して誤りではないと思つてあります。整備地域については、新産都市を置くことは私は排除をいたしたいと思つておるわけでありまして。したがつて、その結果は、たまたま御質問のように、二十万、三十万といったような地方の中都市が中核になつて指定されることが、当然にあるものと思つておるわけでありまして。

それから内陸と臨海の関係であります。私は、臨海工業だけがわが国の将来にとつて必要なものであるといふうには考へておりませんが、内陸地帯を排除しなければならぬといふうには考へておりません。実際問題として、内陸地帯で指定を受けるものがある得ると考へるわけでございます。ただし、たまたま申し上げましたことは、先ほど申し上げましたように、すべての要請大臣の意見を私が聞き終つたわけではございませんので、私として考へておられますという意味で申し上げておるわけでございます。

○田中(武)委員 ちよつと関連して。いまの長官の御答弁で、そのままだといふことになると思つておりますが、ブロックで考へるといふ考へ方があつたといふことも事実なんです。ところが、あなたは、そのことについてまだ一つとして意見を述べたことがないと言つておられます。もう新聞にはいろいろ書かれておるわけですが、ところが、近畿地区は全然入っていないわけですが、これはまだ成立をいたしておりませんが、全会一致で作業が進められておるが、全会一致で作業が進められておる近畿圏整備法ですか、あれとの関係があつて、近畿が考へられていないのかどうか。もう一つは、先ほどの私並びに久保田委員の質問に対してお答に

なつた点ですが、この法律を審議するときはから言つておつたのは、規定がさかたんとぼだ、逆転しておる、こう申し上げておつた。というのは、法律で、あなたが先ほど言つたように、申請がある、それを審議会にはかつて総理がきめるということになつておるのだが、現在正式には一つも申請がない。しかし、四十四が申し出ておるといいます。そして十カ所くらいがもうきめられつたといふ。これは大体系試験を通つたといふか、内定したやつに対して、逆に申請を出しなさい、こゝういふかこゝうになるのです。だから、先ほどあなたが法律的に言われたことは、実際は逆になつておる。これは審議のときもさういふことを指摘したのですが、さういふ点はどうなんですか。

○宮澤内務大臣 その点は、この法律が、実は非常に施行しにくい法律でありまして、法律どおりやりますと、都道府県議会の議決を経てという非常に重い手続を経て申請が出てきまして、それについて、認めるものは認める、認めないものはそのままだにしておくというわけ、これは地方団体に非常な要らざる御迷惑をかけると思つたので、実際の行政をいたしましては、ただいま田中委員の仰せのようなことをいたしておるわけでございます。これは何も法の精神に反するとは考へておりませんので、さういふふうにはしていつたわけでございます。それにもかかわらず、おれのところは正式に申請するぞと言われるところがあれ

ば、これはどうも受け付けられないという方法はないわけでございますが、ただいままでのところ、幸いに一応そ

ういふ行政的な私どもの考へ方に同調してもらつてきておるわけでございます。

それから近畿圏につきましては、先ほど申しましたような思想から、関東、東海、近畿といふものは、私は本来的にこの範囲から除きたいといふうにずっと最近から考へてまいつておるわけでございます。その間に近畿圏整備法案というものが登場いたしましたわけ、これは首都圏整備法に続くところの第二のさういふ性格の法律案でございますが、阪神地帯が持つておるところのわが国の二大中心地としての性格から申せば、ああいうような考へ方もよく納得のできる法律案でございますけれども、それがあつたから特に近畿圏を排除したといふような考へではございませんで、むしろこれは中には開発を要する地点もございまして、過密な地点も、整備を要する地点も、いろいろなものが近畿圏の中には入るようには思つております。概して申せば先進地方であるといふような考へ方から、東海、関東、近畿といふものは除いていこう、このように当初から考へておつたわけでございます。

○久保田(豊)委員 その考へは、宮澤さんのお考へとしては、私は筋の通つた考へだと思つては、ただ、問題は、実業界とこれがびつたり合ふかどうかといふことが問題だと思つておる。要するに、国民所得の地域格差は正といふことだけはいけるかどうかといふ点が、問題だと思つておる。理想はそこにあると思つておる。したがつて、私は、さういふものは、いまさら言つてもしょうがないですが、審議の過程でも強く言つたのですけれども、

やはり近代産業が成り立つといふ、しかも採算が立つ、それでなければ、これから出てくるロスを全部国がしょつてやるというなら別ですが、さういふあれがほとんどない。また、地方財政の規模から見まして、こゝういふ非常ににおくれた地帯は、今度のように一カ所に千五百億とか何となくたくさんあるといふたら、地元の負担が、いまの国の、政府の――私はずっと洗つてみたんですが、大体二十八項目ひつかかりがあらます。その補助率をずっと洗つてみますと、あれではできません。ですよ、正直言つて、それを強く私どもは言つておるのだが、その点については、何ら考へ方は変わつておらない。ただ金を貸してやるからというだけで、これではできないといふ、そこらのいろいろな問題を修正をして、やはりもう少し全体的な立場から総合的に問題を解決されるのがいいんじゃないか。これは当時から私の意見です。さういふ点から、私は、宮澤さんの御意見は御意見として、そこらに各要請大臣と企画庁の意見との不一致の点があると思つておる。ですから、これは結局最後はこゝういふ点で大臣同士がほんとうに裸になつて、それぞれの党における立場や自分のあれ、さういふものを忘れて本氣になつて話し合ふなければ、ほんとにいい結論といふものは出ないと思つておる。さういふ点で、私は、相当にやういふ時間がかかるのじゃないか。これだけ手をつけておいて、あれだけ陳情だけが盛んになつて、陳情だけでもどれくらい錢を使つたかわからぬといふくらい、これにすべてをかけているといふのが、いまの各地の実情のようでありまして。もうす

でにおつ始めたところはおつ始めて、これ以上やるには国が何とかしてくれなければとてもやれないというところに来てゐる。ですから、これからやるところは、何とかこれをもらわなければ——おれがというところでやっているようにございますが、ここでやはり私はもう一度、この問題はみんなでおれのところ、おれのところといつてもだめだということ、水をぶっかけることは必要だと思ふ。こう熱くなつて、それで各地の連中が来て、おまえさんのところは幾ら金がかかつて、幾ら負担できるのか。大體中央の補助の内容というものはこういろいろのだということ、そうすると、地方負担というものはこういうふうになる、関係の具なり市町村でどれだけ持てるかと言つて突っ込んで聞いたら、自信のあるところは一つもありません。ただ、いまばつと地方から新産業都市、新産業都市というところでわあわあ言っているが、そこらは、ほんとにこれをやるという以上は、もう一度頭から水をぶっかけて、もう少し冷静にして、そうしてもう少し政治屋でない——私どもも政治屋ですから、私どものところは実は申請をしてゐるのです。しているけれど、私はめつたにあなただのところなんでも、私はめつたにあなただのところなんでも、私行つたことがない、正直言つて。行かない。行つてしよつたら最後、始末しなければならぬ。始末する自信があるかといへば、自信のある人はほとんどいややしない。そうすると、いままでやつたやうないろいろな、ちよつとばかりやつて、あとは補助金だから、資金もたいしたことはないからというが、今度はよけいかかるから、そんなことでは追いつきません。ですから、

私はもう少し政府としては冷静にして、そうしてあらゆる資料なり——もう一つ、これはあなたのほうでも、やはり最後の指定をするには——指定といふか、内定をするには、あなたのお役所なり何なりの独自の調査が必要じゃないかと思うのですね。これはやっておられるのですか、どうですか。こういう点もあわせてもう少し時間を置いて、冷静に、国の財政力あるいは経済力の発展というようなものも、単に一応の目標だけでなく、そういう点をも少し見定めて、堅実にやられることがいいのじゃないか。そうしてともかく政党的な色彩というものは抜きにしてもらいたい。われわれ社会党も、決して社会党の立場からここへやれ、あそこへやれということば申しません。申しませんけれども、社会党の市長なるがゆえにそこを排除するな——んということは、絶対にわれわれとしては承服できません。社会党の市長であろりと何の市長であろりと、少なくとも國の全体の経済力の発展のためにやっていくという以上は、そこがだれから見ても適格性を持っている限り、どんな市長であろりと、当然やるべきだ。それがあまりにいまそういう点が混乱をして、何が何だかわからなくなっているというのが実情ではないか。そういう点にも水をぶっかける必要がありはせぬか、という点です。この問題が最初に出発したときから私が一番心配したのは、政府側にほんとうの意味で確たる計画も見通しもない。諸外国の例を見ても、一度にそんなに十も十二も大きな町づくりができるわけがありません。本気にやるということなら、もう少し全般の考えを縮めて

やるのが必要じゃないか。そのくらい
の勇断を持たないと、店を広げたが、
どこもきまりがつかない、行く企業も
迷惑ですし、同時に、受けるほうの自
治体その他住民も非常な迷惑をこうむ
るのじゃないかという点があると思
いますが、そういうお考えはありません
か、どうなですか。

○宮澤国務大臣 この法律を施行いたします際に、地域格差の是正という第一一条に書いてあります目的と、それから別途に、ただいま御指摘のように、投資効果の比較の早い地方に対して早

る、そのような考え方と、この二兎を追うということは、この法律の施行としてはいせん可能でないというように私は判断をいたしましたわけでございます

して、この法律そのものは、地域格差の是正に重点を置こう、こう考えました。他方で、しかし、御指摘のように、相当早急な投資効果を期待し得る地区が、いわゆる太平洋のベルト地帯

あるいは瀬戸内海地帯などにはあるわけでございますから、それについて、鉱工業地帯整備等の強化によりまして、それとして措置をすべきものである、この法律にいうところの新産都

市とは異質の、違ったものであるというふうに、私は考えておるわけでございます。

それから、確かに相当の地元負担が将来生ずるわけでございまして、ただ

いま申請を希望しておられる各地方が、そのことをどの程度真剣に、十分に勘定に入れておられるかということ、私も実は多少の不安を持っております。したがって、正式にこの指定申請を受け付け、指定をいたします前に

は、各地方から法律の規定に従って基本計画を出してもらうことにいたしておりまして、それを審査いたすわけでございますから、その段階では、より具体的に、どのような企業がどういう計画を持っておるか、それに対して国の公共投資はどのようにあり得るか、それにまた随伴するところの地方の負担はどのくらいであるかということ、今度は本格的に相当詰めて基本計画をつくってもらい、また、私のほうで検討しなければならないと思っております。

それから、私のほうの役所自身とい
たしましても、関係者を各地方へ実地
に視察に出しておりますし、また資料
などもっておりますけれども、基本
計画をいざ検討いたしますときには、

さらにそれを念を入れて具体的にいな
さなければならぬと思つております。
ただ指定の時期につきましては、
おことばではございますけれども、こ
れをしばらく延ばすことによつて、は

たして冷却期間になるのであるか、あるいは逆に現在のような一種の混乱状態がさらに加重されるものであるかというところについては、どうも私は、延引させればさせるほど事態はよくなら

ないであらう、二、三年延ばせば別でございますけれども……。そんなふうに考えますので、おことばではございませうけれども、なるべく早くいたしたいたしたほうがいいだろうという判断を持って

おるわけでございます。
○久保田(豊)委員　もう一問だけで終
わります、皆さんの時間もありますか
ら。
私は、その点では、あなたのおこと
ばですが、こう各地の頭がなつてし

まったくのはめぢやくちやです。勘定も何もないです。それで、ただおれのところ、おれのところというので、代議士がくつついちゃってわんさかわんさかやっている。ですから、まるで関係のない大臣じゃありませんけれど、も、それぞれ要請大臣なんかをこつこつりやみで連れてきて、その人に一席ぶたせて、あいつが来たからおれのところは大丈夫だということでみんなやっている。こういうばかかなことをみんなやっている、それで指定が、宮澤さんの非常な御苦心にもかかわらず、私はかな

り政治的に紛糾しやしないかと思う。そうすると、結論は変なものが出やせぬか。ここでひとつ百年の大計のために水をぶっかける、少し時期を置いたほうが、そうしてもう一ちよう慎重な

態度をとられたほうがいいんじゃないかということをお考えいだきない、こう思うわけです。

それと、私どももどうせこの問題を審議してまいりました過程で、実施状

況を十分知りたいわけですね。したがって、あなたのほうは、すでに実施基準というものができて、各県に示されているわけですね。これと、それからいまの四十四ヶ所から出てきた資料、マス

タープラン、あるいはあなたのほうでこれがある程度裁定をされていると思う、そういったものの資料は、国会議員には明らかにしていただきたい。そういう資料を出していただきたい。こ

んなものは秘密であるはずがありません。これも出してないということはおかしい。そこらにも、私どもはちゃんと解せないところがある。何か雲の上の取引みたいに、前の大野さんの羽島馬ができたみたいなので、ああいう

ことになり、そんな危険が非常に感じられるわけだ。それをまた各地方は唯一のたよりにして、そうしてわんざわんざやっている。これでは私は、

かりにこういう形の中で指定がされましても、今度はいよいよ実施の段階に、みんなの腹ができておりません、市町村長にしまして、知事にしまして。ましてこれを受けて立つ一般住民とすれば、ほんとうの腹ができておりません。とにかく指定になればうんとよくなるというだけなんだ。ところが、実際は、やってみればそうはいきません。私はたいへんなことになると思う。それよりは、やはりここで、受けるほうも受けるだけの心がまえをはっきり持たせるということが必要じゃないかと思ひますので、ひとつその点はもう一応御勘考をいただきたい。これは希望であります。と同時に、いままで言った三つの資料、これは早急にわれわれに出してもらいたい。なお、われわれも、休みの間、国会のない間も、そういう点についてある程度実態に触れてまいりたい。それには、資料がなくてはやはり正しいところはつかまれません。どうかひとつこの点をお願いしておきます。

○宮澤国務大臣 基準につきましては、これはきわめて薄い数ページのものです。でございますから、すぐにでも委員会に提出いたすことができます。その他の資料につきましては、相当大きなものでございますので、多少時間の御猶予をいただきまして、これも提出いたします。

○逢澤委員長 次会は、明日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を

開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十五分散会

〔参照〕

採石法の一部を改正する法律案（内閣提出第一五二号）に関する報告書
諸願に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十八年七月十一日印刷

昭和三十八年七月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局